

辺野古新基地建設をめぐる社説の批判的談話分析

—— 日本語教育への展開を視野に ——

名 嶋 義 直

要 旨

談話研究から日本語教育への展開をめざし、読解教材としてもよく使われる新聞の社説を対象に批判的談話分析を実践したところ、字義の意味を把握しただけでは見えてこない政府や新聞社の姿勢や意図、言語的な実践や背後のイデオロギー性が明らかになった。その成果は次の行動に反映されていく。読み手は自分に何ができるかを考え、他者と議論したり意見を当該新聞に投書したりして、より能動的に未来を希求することができるようになる。批判的な読みは社会に向き合う出発点となる。さらに言えば、批判的な読みの実践は、「イマ、ココデ、ワタシガ」、社会そのものに参画することに他ならない。このように、批判的談話分析は社会的なリテラシーを伸ばし、社会参加への足がかりを作ることができる。アカデミックな言語運用力を伸ばすための日本語教育はもちろんのこと、生活者の日本語教育にも不可欠であろうし、学校教育などにおいても有益なアプローチとなると思われる。このことから批判的談話分析は社会的なリテラシーを伸ばすことを目的とした言語教育に貢献できると考えられる。

【キーワード】 読解、辺野古新基地建設、社説、批判的談話分析、社会的リテラシー

1. 研究の背景と目的

近年「コミュニケーションのための日本語教育」が重要視されている。一方、読解や聴解といった受容系の活動では、理解した後で意見を述べたり討論したりする活動をコミュニケーション行動として捉えていて、受容活動そのものを積極的にコミュニケーション行動だとは捉えていない場合も少なくないと思われる。しかし、受容系の活動の遂行も他者を志向した双方向のコミュニケーション行動であることに変わりはない。な

ぜならば、言語教育の目標が、学習者が市民として社会に参加する能力の育成にある以上¹、ただ情報を受容するだけでなく、その先に他者との対話や調整というものを目標として設定することが必要だからである。では、どうすればそのような受容系コミュニケーション能力を高めることができるのだろうか。本稿では、語用論や談話分析研究が明らかにしてきた知見を活用し、談話研究から日本語教育への貢献という目的のもと、具体的な談話分析を実践することを通して、その研究手法の日本語教育への応用可能性を考える。

2. 理論的枠組み

2.1. 批判的談話分析 (CDA)

多くの日本語学習者にとって日本語学習の目的は日本語を使って社会と関わることであろう。一方、社会はその本質上、種々の問題を内包しているため、社会と主体的に関わるためには、情報を読み解き、考え、行動することが求められる。そこで有益な姿勢や視点の1つが批判的談話分析(CDA)の視点である²。CDAは、社会の問題に目を向け、弱者側に立ち、権力の意図と実践を明るみに出し、それと向き合う方法を考え、最終的には社会変革のために行動することを目標としているからである。テウン・A・ヴァン・デイク(2010)はCDAについて「一定のアプローチ等を指すのではなく、学問を行う上での一つの—批判的な—見解なのである。すなわち、いわば『姿勢を伴った』談話分析だと言える。その焦点は社会問題にあり、特に権力の濫用や支配の再生産および再生産における談話の役割にある」(p. 134)と述べている。その「姿勢」について、野呂(2014: 134-139)は以下のようにまとめている。

- 1) 研究目的：最終的に分析者が問題視するのは社会状況の変革。
- 2) 学問の客観性・中立性：批判的なまなざしを向ける。
- 3) 真理, 真実：真理や真実を述べる談話行為は政治的な意味付与の闘争。
- 4) 分析者の立場：中立はあり得ない。立場を明らかにして分析に臨む。

¹ 「言語教育の目標が、学習者が市民として社会に参加する能力の育成にある」という考え方については、EUの複言語主義や民主的シティズンシップ教育の影響を受けている。詳しくは名嶋義直・野呂香代子・三輪聖(2015)を参照願いたい。

² 他には批判的な文化間比較などがある。これについても、名嶋義直・野呂香代子・三輪聖(2015)を参照願いたい。

- 5) 内容か形式か：両方。言語学的側面も社会的側面も両方分析する。
- 6) 言語外のコンテクスト：幅広い歴史的、社会的コンテクストも分析する。
- 7) 談話に対する考え方：表現し伝えることで社会的な何かを実践している。
- 8) 談話と権力：談話は権力の安定と崩壊に関わる「せめぎあいの場」。

権力の再生産の場でもあり、権力との競合や挑戦の場でもある。

- 9) 多元的研究：学際的な研究手法で、多元的に談話を分析する。

CDA の枠組みには、弁証法的関係のアプローチ・社会認知的アプローチ・談話の歴史的アプローチ・デュースブルグ学派のアプローチ等がある。本稿は日本語教育への応用可能性を検討することが目的の 1 つでもある。そこで CDA の初学者にも比較的理解しやすいと思われる、ジークフリート・イェーガー（デュースブルグ学派）の提唱するガイドラインを、野呂（2015）も参考にした上で用いて実践を行う。ジークフリート・イェーガーのガイドラインは新聞の分析を例に記述されており、次に述べるように、新聞の社説の分析を試みる本研究にとって最もふさわしいものであると言えよう。

2.2. メディアとデータ

本稿で分析の対象とするのは新聞の社説である。2014 年 3 月に発表された日本新聞協会「2013 年全国メディア接触・評価調査」によると、全国の 15～79 歳の男女 3,801 人からの回答を集計したところ、新聞を読んでいる人は 83.6% で、新聞・テレビ・ラジオ・雑誌・インターネットの各メディアの利用状況や評価を尋ねた設問では、新聞について「社会に対する影響力がある」(45.4%)、「知的である」(42.9%)、「自分の視野を広げてくれる」(35.8%) などの回答が各メディア中で最も高かったという³。社会の諸問題に目を向け、最終的に社会状況の変革を目標におく CDA にとって、新聞というメディアを分析することは、理に適っており、かつ、意義があると言えよう。

新聞記事の中でも社説は、新聞社の姿勢がはっきり現れ、読者への、ひいては社会への影響力が大きい記事である。そのため、そこでは意見を主張するためにさまざまな言語的な工夫がこらされる。権力の意図や実践を分析する CDA にとっては格好の素材で

³ 朝日新聞社広告局ウェブサイト <<http://adv.asahi.com/modules/kikimimi/index.php/content0171.html>> (2015 年 4 月 7 日閲覧)

YOMIURI ONLINE にも「新聞『必要』88%、『信頼できる』は77%」という記事が配信されている。<<http://www.yomiuri.co.jp/national/20151010-OYT1T50080.html>> (2015 年 10 月 10 日閲覧)

あると言える。日本語学習という言語教育面においても意義を見出せる。中級学習者以上であれば、リライトされたものも含め日本語の読解授業や日本事情授業の中で教材として社説に接する機会がある。そのような授業が想定されるということは、教師にも社説を批判的に読む一定のレディネスが要求されるということである。社説をただ読むだけでなく、CDAの姿勢で読むとどういうことが見えてくるのかを体験することは日本語教育関係者にとっても貴重な学びの機会となるであろう。

3. 全体的な分析

3.1. 新聞の一般的な位置づけを分析するガイドライン

イエーガー (2010: 82-83) は新聞の分析を例に、さまざまな談話が絡み合った談話の束のようなものを全体的に分析する際の項目や着目点などをまとめている。それらを紙幅の都合で一部加筆省略してまとめると表1になる。

表1 全体的に分析する際の項目や着目点などのリスト

分析項目	具体的な着目点や分析の方向性など
全体1 新聞の一般的な特徴づけ	政治的な位置づけ, 読者層, 発売部数など
全体2 そのテーマに関連する (たとえば) その年度発行全体の概観	取り扱う記事のリスト, 書誌学的データ, テーマに関するキーワード, 報道テキストの種類に関する特徴, その他の特別情報 書かれていたテーマをまとめた概要, 質的な評価, 他の年度では取り扱われていた特定のテーマの欠如の有無, 特定のテーマがいつ取り上げられたか, またその頻度 関連する個別テーマの分類
全体3 全体1と全体2のまとめ	それぞれの扱うテーマに関する新聞の談話の位置づけの特定化

まず、記事リストを作り、それに沿って記事を収集する。次に記事から見出しやキーワードを取り出して整理したり、記事の中に現れる主題とその他の話題を確認したりする。同時にどのような話題が取り上げられていないかも把握する。社説かインタビューかといった記事のタイプも分析する。これらの作業を行うことで、先入観に惑わされない客観的な位置づけが可能になる。新聞社の位置づけ、その新聞社が配信する記事の位置づけをきちんと行うことができれば、それは具体的な記事分析の際の前提や文脈となり、より効果的な批判的読みに寄与する。

比較という行為は批判的な分析に有益である。そこで本稿ではイエーガーのリストに

基づく分析に加え、他新聞記事との共時的な比較対照を行うこととした。比較対象には朝日新聞を選んだ。その理由は、発行部数第 2 位という点から読売新聞と類似性が見出せること、一方で、一般的に言われるように、読売新聞とは社の方向性が大きくことなることから相違性も見出しやすく、比較対照という分析が有効に機能し、読売新聞の位置づけがより精密に行えると思われたからである。

全体的な分析からわかったことは以下の通りである。

3.2. ガイドラインの全体 1 と全体 2 について

読売新聞の一般的な特徴づけにあたっては YOMIURI ONLINE「読売新聞へようこそ」のページ <<http://info.yomiuri.co.jp/company/>> で確認した (2015 年 4 月 7 日閲覧)。発行部数は 2015 年 2 月現在で 9,112,450 部であり、これは朝日新聞の 6,793,975 部を超えて第 1 位であった。読者層も多種多様であろう。政治的な位置づけは書かれていなかったが、一般的に考えれば、多種多様な読者の支持を得るためには中庸で保守的な報道姿勢にならざるを得ないと思われる。したがって、読売新聞の政治姿勢は保守的であると考えられる。

記事の傾向を見るために、読売新聞と朝日新聞の新着記事サイトを閲覧し、2015 年 1 月 1 日から 4 月 1 日までの間に配信された沖縄関連の記事を収集した⁴。読売新聞の記事は 31 本、朝日新聞の記事は 69 本で、朝日新聞の方が 2 倍以上多く配信されていた。厳密に言うと、読売新聞の新着記事欄には社説も配信されるが、朝日新聞の新着記事欄には社説は配信されないため、実際は朝日新聞の記事の方がさらに多数になる。一般に、新聞社は社会において重要であると判断したり読者の興味を魅くと考えたりした内容を記事にする。したがって、記事の数が新聞における記事の重要性の一面を示している。読売新聞 (およびその読者) は、朝日新聞の場合と比べて、沖縄に関する出来事を、相

⁴ 新着記事欄から記事を収集したのは収集するフィールドに共通性を持たせるためである。紙の新聞とは異なり、Web 上の新聞は複雑な階層構造を持っており、クリックを繰り返して到達した深い階層のところに記事があることもある。読者がどこまで階層をたどるかは読者次第である。しかし、上位階層にある新着記事欄は誰でも目にする階層である。それは新聞社が異なっても言えることである。そこで、どちらの新聞でもアクセスの機会が多い新着記事欄をフィールドとした。また記事の本数を問題にし記事の長さを検討材料としなかったのは、新着記事欄を閲覧する読者にとって、記事の本数の多さはクリックしなくても全体を眺めれば感覚的に把握できるが、記事の長さは実際に記事をクリックしてみないとわからない。新着記事欄を見ても沖縄関係の記事をすべてクリックするわけではないと思われるので、本数を指標とする方が相対的にみて合理的であると考えたためである。

対的に重要視していない可能性がある。その相対的に重要視されていない記事の中で、どのような主題が取り上げられているのだろうか。それを見れば読売新聞が重要視している沖縄というものが浮かび上がるはずである。それをまとめると表2のようになった。

表2 沖縄関係の記事に見られる主題の種類と数・割合

主題	記事数／割合 (%)		記事の概要の補足
	読売新聞	朝日新聞	
辺野古移設	14/45.2%	21/30.4%	政治的な交渉や談話など
辺野古抗議行動	4/12.9%	11/15.9%	辺野古で行われたもの。読売新聞は、逮捕・撤去など全て否定的に扱う記事。朝日新聞は参加者の声も報道。
辺野古工事	2/6.5%	11/15.9%	工事の進捗状況のみを報じているもの。
知事会談	1/3.2%	3/4.3%	
外務省人事	1/3.2%	1/1.4%	
予算減額	1/3.2%	1/1.4%	
米軍	1/3.2%	6/8.7%	
企業進出	1/3.2%	2/2.9%	
与那国島住民投票	2/6.5%	4/5.8%	自衛隊誘致に関する住民投票
沖縄戦	2/6.5%	2/2.9%	
外交 (過去)	2/6.5%	2/2.9%	
辺野古反対運動	0/0%	3/4.3%	東京など辺野古以外で行われたもの
選挙	0/0%	1/1.4%	
イベント	0/0%	1/1.4%	2 地元紙のライバルカメラマンが共催した写真展
合計	31/100.1%	69/99.6%	小数点第2位四捨五入のため100%にならない。

読売新聞の記事はトピックの数が朝日新聞より少ない。また、抗議行動や反対行動に関する記事と工事の進捗状況についての記事が朝日新聞より少ない。辺野古をめぐる今行われていることを多面的にリアルタイムに報じる姿勢が弱いと言える。記事の取捨選択は新聞社の裁量である。読売新聞が、工事の中断・再開や抗議・反対行動が行われている事実を相対的にあまり報じないということは、その報道姿勢を実践することで、辺野古を政治的にも地理的にも読者にとって遠い世界の問題に留め、「イマ、ココ」で問題となっていることとして読者に想起させないよう意図しているということではないだろうか。

また、その少ないながらも配信されている抗議行動や反対運動に関する記事は、政

府や警察等の権力側が談話の主体になっている記事が多かった。そこから、権力側の主張や行動に対し、少なくとも批判的ではない姿勢が伺える。このことは他のトピックからも裏付けられる。たとえば、読売新聞は原発再稼働推進や集団的自衛権行使容認や特定秘密保護法の必要性を主張しているが、その姿勢は政府のそれと合致する。以上から辺野古基地新設問題についても政府と同様に推進の姿勢であると考えられる。

最後に、数は少ないが読売新聞には辺野古の問題と「中国」・「武装集団」・「離島占拠」という個別のテーマとを絡めた記事があったことを付記しておく。同じように、朝日新聞には、「教科書検定」・「集団的自衛権」と沖縄とを関連させた記事が少数だが確認された。辺野古・沖縄の報道は、私たちの生活を脅かすもの・私たちの自由を脅かすものと結びつけられやすく、ややもすれば焦点がすり変わってしまう一種の危うさを有しているのかもしれない。断言はできないが、どういうトピックと関連させるかは両紙で違いがありそうにも思われた。詳しくは今後の課題としたい。

では、そのような基本姿勢を持つと位置づけられた読売新聞社の社説では、どのような意図がどのような形で表現され、どのような談話行動が実践されているのであろうか。ここまでで得られた位置づけをコンテキストとした上で、社説の詳細な分析を行いたい。

4. 詳細分析のための資料と分析の枠組み

4.1. 詳細な分析のためのガイドライン

イエーガー（2010：83-84）は、ある談話を詳細に分析していく際の項目や着目点などをリストにしている。それらを野呂（2015）も参照してまとめると次ページの表3のようになる（一部紙幅の都合により加筆や省略あり）。

表3 個別談話を詳細に分析する際の項目や着目点などのリスト

分析項目	具体的な着目点や分析の方向性など
詳細1 制度的な枠組み：コンテキスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ その記事を選択した根拠 ・ 著者（新聞社における役職，重要性，専門とする分野など） ・ 記事が書かれたきっかけ，原因 ・ 新聞，雑誌のどの欄に記されていたか
詳細2 テキストの「表面」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 写真，挿絵や図表も含めた，視覚的レイアウト ・ 大見出し，中見出し，小見出し ・ 内容単位にしたがった記事の構成 ・ 取り上げられたテーマ，その他のテーマに触れているか，重なりが見られるか
詳細3 言語的，修辭的な手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論証，あるいは論証ストラテジーに用いられている形態 ・ 論理と構成 ・ 含意，ほのめかし ・ 集团的シンボルもしくは「比喩性」 ・ 慣用句，ことわざ，きまり文句 ・ 語彙と文体 ・ 登場人物（人物，代名詞の使われかた） ・ 引用。学問への依拠，情報源の記載など
詳細4 イデオロギー的な内容の発言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記事が前提としている，伝えている人間像 ・ 記事が前提としている，伝えている社会観 ・ 記事が前提としている，伝えている科学技術観 ・ 記事が描いている未来像
詳細5 その他，特徴的なことがら	
詳細6 まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論拠，記事全体における核となる発言，伝えたい内容，メッセージ

4.2. 分析する社説

2015年4月2日に配信された社説を分析する。対象として取り上げたのは権力の意図を分析するにあたり，非常に時宜を得ていたからである。改行個所に括弧付き番号を付し以下に引用する。以後，テキストの個別部分に言及する際にこの番号を用いることがある。参照したのは，YOMIURI ONLINE<<http://www.yomiuri.co.jp/editorial/20150401-OYT1T50174.html>>（2015年4月7日閲覧）である。

辺野古移設作業 建設的立場で接点を模索せよ

- (1) 沖縄県知事が，米軍普天間飛行場の移設作業を停止させようとするのは無理筋ではないか。移設を前提に，政府と県は，接点を探るべきだ。
- (2) 名護市辺野古における防衛省の移設作業の停止を翁長雄志知事が指示した問題

- で、林農相が指示の執行停止を決定した。
- (3) 作業停止で工事が遅れば、飛行場周辺住民や日米関係に「重大な損害」が生じるとする防衛省の主張を認めた。妥当な判断だ。
 - (4) 農相は今後、防衛省の行政不服審査請求に基づき、知事指示を無効とするかどうかを審査する。客観的な立場で吟味してほしい。
 - (5) 県は、防衛省が海底に投入したコンクリート製ブロックを「許可区域外に設置された」と問題視し、作業停止指示の根拠とした。
 - (6) だが、防衛省は「事前確認で県が許可は不要とした」と説明する。実際、那覇空港の拡張工事など複数事業での同様のブロック設置で県は許可を求めている。「他の事業との公平性に欠ける」との防衛省の主張はもっともだ。
 - (7) 県はブロック設置で「サンゴが破壊された」と言う。防衛省は「県規則の規制対象となる『サンゴ礁』にまで成長したサンゴは損傷していない」との立場だ。
 - (8) 防衛省は、サンゴ礁を破壊しないよう、慎重に場所を選び、ブロックを設置したとも説明する。その主張は理解できる。
 - (9) 翁長知事は、県の岩礁破碎許可の取り消しを検討していたが、農相の執行停止決定により、先送りを余儀なくされた。
 - (10) 別の理由を探して、あくまで許可取り消しを目指す道もあろう。だが、いたずらに政府との対立を激化させることが、果たして多くの県民の利益になるのか。
 - (11) 普天間飛行場の辺野古移設は、米軍の抑止力を維持しながら、周辺住民の負担を大幅に軽減する最も現実的な選択肢だ。移設の遅れは、飛行場の危険性や騒音被害の長期化に直結する。
 - (12) 米軍は先月 31 日、51 ヘクタールの西普天間住宅地区を日本側に返還した。一昨年の日米合意に基づく初の大規模返還だ。政府は、国際医療拠点を整備し、「基地跡地利用のモデルケース」にしたい考えだ。
 - (13) こうした基地返還と沖縄振興を進めるためにも、合意の前提である辺野古移設の実現が重要だ。
 - (14) 菅官房長官は 4 日に沖縄を訪問し、翁長知事と会談する方向で調整している。政府は、県側と建設的な対話を重ね、移設実現への関係者の理解と協力を広げる努力を続けることが欠かせない。

5. 詳細な分析と考察

5.1. ガイドラインの詳細1に関して

個別の言語的要素を分析する前に、まず先行文脈を確認し、関係者の相互関係や位置づけを押さえる。文脈を把握しなければ、登場人物や種々の事象を適切に位置づけることができないからであり、それができなければ適切なテキストの解釈も不可能になるからである。

翁長雄志知事が名護市辺野古における防衛省の移設作業の停止を指示したのは3月23日であり、3月30日には林農相が指示の執行停止を決定した。この間に、翁長知事は菅官房長官との会談の意向を示し、菅官房長官も「国会の見通しがついたら」と応えて調整が始まっていた。3月28日には県の停止指示を無効とする方針が報じられ、30日の農相発表となった。表向きには双方から対立する内容のコメントが出されたが、しかし会談の調整は続いており、その後、4月1日には、菅官房長官が4日に沖縄入りし5日に翁長知事と会談することが発表された。本稿が分析する社説はその県知事と官房長官との会談が決まった翌日に配信されたものである。それは見方を変えれば、会談が行われる直前に配信されたものであるとも言える。

当然のことながら、当事者の双方はこの会談を何らかの手掛かりにして辺野古の問題を少しでも前に進めたいと考えているはずである。そしてすでに3.2節で見てきたように、読売新聞の沖縄・辺野古をめぐる報道は、政府の姿勢と重なるところが多かった。そこから、この社説には会談を通して事態を動かそうとする政府の意図が反映されている（もしくは代弁されている）のではないかと考えることができる。そして、その記事が発行部数第1位の新聞社の社説であるということを考えると、世論形成に一定の影響を及ぼすことは確実である。つまり、その社説を通して、メディアが市民をどのような方向にコントロールしようとしているのかということも分析できるとと思われる。そのような読み方を実践するにはCDAという姿勢こそがふさわしい。

5.2. ガイドラインの詳細2について

5.2.1. 談話構造と論理構造

分析するテキストが、Web上において、紙面イメージではなくテキストデータの形で収集した資料であるという特性上、レイアウトの分析と考察は割愛し、全体的な談話

構造, 論理構造を中心に把握する。

まず, 内容単位にしたがった記事の構成を見てみると, この社説は大きく2つに分けられることがわかる。前半部が「主張—背景—主張—根拠」, 後半部が「背景—問題提起—解答(根拠)—結論—提言」という構成になっている。前半部は(1)から(8)までである。まず最初に(1)で主張が提示されている。続く(2)と(3)はその主張を導き出す背景となる既成事実を示している。(4)は再び主張の提示であり,(1)の主張を補足していると考えられる。(5)から(8)まではそこまで述べてきた主張の根拠である。沖縄県側の意見(5)は政府側の意見(6)で否定され, 別の沖縄県側の意見(7)は別の政府側の意見(8)で否定され却下される。その展開により, 社説の主張(1)と(4)がより強固なものとなる。

後半部は(9)から(14)までである。(9)では既成事実が示され,(10)ではそれを背景として想定される沖縄県の対応の1つが提示され, それに対して, そのような行動をとった場合, 果たして利益になるのかという問題提起がなされる。その提起した問題に自ら解答を提示しているのが(11)と(12)である。(11)では, 基地移設を遅らせれば利益にならないばかりか, むしろ不利益が長期化するということが述べられ, 続く(12)では, 基地返還というものの持つ大きな利益の可能性が提示される。デメリットとメリット双方が提示され, それらが根拠となって(13)ではメリットを追求するためには辺野古移設の実現が重要だという結論が述べられる。そして, 最後の(14)では知事と官房長官の会談の話が取り上げられ, 政府にとるべき姿勢と行動を主張し, 提言として提示している。この(14)は(1)後半で示されている主張と内容的に符合している。以上をまとめると表4になる。

表4 談話構造と論理構造, および中心的なテーマ・話題

段落	談話構造	論理構造	前半/後半	中心的テーマ・話題
(1)	主張	(14)の主張と符合する。	前半部	米軍普天間基地飛行場の移設問題((1)(3)のみ該当)
(2)	既成事実	(1)の主張の根拠となる背景事象		
(3)	主張	(1)の主張の根拠となる背景事象		
(4)		(1)の言い換えや補足		
(5)	根拠	(6)で否定される。	後半部	辺野古におけるブロック投下にかかる作業停止指示とその指示の執行停止決定
(6)		(5)を否定する。		
(7)		第1文が第2文で否定される。(8)でも否定される。		
(8)		(7)の第1文を否定する。		
(9)	既成事実	(10)を導く根拠となる背景事象	後半部	米軍普天間基地飛行場の移設問題と沖縄振興
(10)	問題提起	(9)から導き出される疑問点		
(11)	問題への解答	不利益の可能性提示,(13)で提示される結論の根拠		
(12)	解答	利益の可能性提示,(13)で提示される結論の根拠		
(13)	結論	(11)(12)の解答を全体としての結論にまとめたもの		
(14)	主張	(1)の主張と符合する。最終的には提言となる。		

再度全体を見ると、(1)から(8)までの前半部と(9)から(14)までの後半部は、連鎖順序は異なるものの、どちらも「背景—主張—根拠」という論理構造を有していることがわかる。それゆえ本テキストは一定の論理性や整合性を保っている。ただし前半部においては、(5)から(8)までが主張の根拠であることが明示的に読み取れるが、後半部においては、表向きは自らが設定した問題への解答になっている(11)・(12)が実質的には結論・主張への根拠となっていて、そのために前半部に比べると論理構造が見えにくくなっている。また、後述するが、前半部と後半部では中心となる話題が異なる点にも注意が必要である。

5.2.2. 中心的なテーマ・話題

この前半部と後半部という大きな2つの構成を1つの談話として考えると何が言えるだろうか。もう一度そこで述べられていることを確認すると、前半部で沖縄県の姿勢は否定され、後半部で2つの選択肢が示され、沖縄県にとっての選択肢が否定され、政府のとうとうとする選択肢の方がメリットがあるものとして肯定され、結論としてその選択肢が最終案として提示されている。よって最後の提言内容は、政府に対しては今の方

針と姿勢で進めよという助言であり、沖縄県に対しては考えを改め妥協せよという勧告に等しい。つまりこの談話は、政府の意図を代弁していると考えられることができる。そしてそれを知事と官房長官との会談直前に配信しているということは、知事に対しては会談で妥協せよというメッセージとなり、会談に興味を示し社説を読む読者・世論に対してはその考えを拡散していることになる⁵。さらに言うならば、官房長官に対しては応援メッセージともなると言えよう。

では、その多様なメッセージ性が何を語ることで実践されているのかを把握するため、取り上げられているテーマや話題について見てみると、「辺野古、ブロックによるサンゴ礁破壊」という、知事による作業停止指示に至った直接的なテーマに加え、「日米関係、米軍の抑止力、普天間基地飛行場の危険性や騒音、負担軽減、沖縄振興」という関連テーマが取り出せた。

関連テーマは、(1) から (8) までの前半部分では、冒頭の主張 (1) とその根拠を示す (3) に、(9) から (14) までの後半部分では、デメリット・メリットとそこからの結論を述べる (11)・(12)・(13) に繰り返し現れる。一方、具体的な事象として (5) で提示された「辺野古、ブロックによるサンゴ礁破壊」は前半部の直接的な主題であるが、提示された後に続く (6)～(8) で否定され、(9) 以降の後半部ではもはや言及されることはなく、日米関係や沖縄振興という関連テーマに焦点が移っていく。普天間の話から入って辺野古の話に進み、それを否定して普天間の話に戻り、メリット・デメリットを示して選択を迫り、最終的に日米関係を論じている。注5で少し触れているが、日米関係は政府にとって重要なものであり、ここでは辺野古基地建設と普天間基地移設はセットで語られてきた。また沖縄振興は、歴史的に見ても、基地負担の代償という性格を帯びており、沖縄に基地を留めておく方策として利用されてきた側面がある。それらを踏まえると、本社説は読売新聞の主張というよりも政府の立場や意図や姿勢を代弁し

⁵ 本稿の主張は、翁長知事と菅官房長官の会談が双方の主張を述べて平行線を辿ったこと、その後の4月8日に、中谷防衛相・菅官房長官・安倍首相がカーター米国防長官と会談して政府の方針を再度伝え、米側もそれを了承したという報道からも裏付けられる。

YOMIURI ONLINE <<http://www.yomiuri.co.jp/politics/20150408-OYT1T50127.html>> (2015年4月8日閲覧)、朝日新聞 DIGITAL <<http://digital.asahi.com/articles/ASH483C9ZH48UTFK003.html>> (2015年4月8日閲覧)

日米政府が再確認したのは辺野古への基地建設であり、社説の主張と同じである。その前後の新聞報道を踏まえれば、菅官房長官は翁長知事との会談で調整をするつもりはなく、ただ自分の主張を再度述べることに目的を置いていたのではないかと考えられる。そこで明確に主張しておけば、後日米高官に対して「確固たる決意」を説明することができるからである。

ていると言ってよい。

筆者は先に、本テキストにおいて一定のレベルで整合性が保たれていると書いたが、実は、ガイドラインの「詳細3」で分析する項目に挙げられている「言語的、修辭的な手段」を丹念に見ていくと、その論理性や整合性が破綻していくことになる。5.3節ではそれを示していく。表3にあるように、分析項目が多岐にわたるので、個別の項目ごとに論じるのではなく、テキストの構造を踏まえ、社説を前半部と後半部に分け、それらの中の段落ごとに多面的な分析例を提示していきたい。

5.3. ガイドラインの詳細3について

5.3.1. 前半部 (1) ~ (8) の分析

(1) では「沖縄県知事」や「県」という指名(名付け)が行われ、知事の個人名は出てこない。その県に対する相手は「政府」(国)である。両者には一種の上下関係がある。なぜなら一般的に我々は「国の下に地方自治体がある」という知識を持っているからである。したがって、両者にこのような指名を与えることで沖縄県を国の格下に位置づける試みが実践されていると言うことができる。

そして、その格下の県が行おうとしていることを社説は「無理筋ではないか」と否定的に叙述している。ここでは「~ではないか」という反語表現が使われており「無理だ」と言っているに等しい。「べきだ」という表現は述べられている内容が一般に当為性を持つものであることを示す。つまりその主張は、単に一執筆者の主張ではなく、そこで言及されている行動が広く一般に受け入れられ推奨されるものだと言っている。「移設を前提に」という部分は、先行文で移設作業停止が否定されているため、移設を受け入れるしかないと言っていることになる⁶。その移設は強者である国の意向である。それを前提として話をしていくべきだということは強者の論理であり、国にとって都合の良い方向に話を進めることである。

以上を総合的に考えると、格上の国が格下の県の無理を諫めつつ「接点を探るべきだ」と言うということは「無理なのだから諦めて国の言うことを聞きなさい」と言っているのだと解釈することができる。それは国が沖縄県を支配しようとしている意図の現れで

⁶ 県や知事は辺野古での基地建設を「新設」と捉え、国やこの社説は「移設」と叙述している。そこにも物事をどう捉え名付けるかという実践があり、双方がそれによって人々の受け取り方をコントロールしているとみなすことができる。筆者も「新設」と捉えることを支持するが、本稿では社説の言語形式に言及する必要上「移設」という語を用いて論じていく。

あろう。ここからもこの社説の主張は国の意図や主張の代弁であると言える。

(2) では翁長雄志知事・林農相という個人名と役職が示されるが、知事と大臣という関係は、国と地方自治体との関係と同じように、上下関係を有しているため、この名付けでその関係性を読み手に受け取らせることができる。そして、知事は姓名のフルネームで言及され、大臣は名字だけで言及されている。このような指名の対称性・非対称性は、否定する側を明示的に示すことで弱さを際立たせ、一方でその否定行動をとる主体を曖昧にし埋没させることでその対峙性を緩和する効果をもつ。

(3) では、「工事が遅れれば」という条件節を用い、仮定条件を提示し、その条件の下で飛行場周辺住民や日米関係に「重大な損害」が生じると述べている。飛行場周辺住民のことを第一に考えているように見えるが、日米関係⁷という話題はまぎれもなく国家の問題である。つまり、住民に寄り添う姿勢を見せつつも国家のことも考えて意見を述べているわけである。また、沖縄県側から言えば、「工事が続けば『重大な損害』が生じる」という想定も成り立つが、それは仮定されず主張もされない。国家の論理・強者の論理だけで話が展開していることがわかる。

同じように、(4) では農相（強者）が知事（弱者）の指示を「無効とするかどうか」を審査するとある。社説執筆者はそれを「客観的な立場で吟味してほしい」と要望している。しかし、強者が弱者を吟味すること自体すでに「客観的な立場」を逸脱していると言えるであろうし、本当に客観的に吟味するなら、「無効かどうか」という吟味の方向はすでに偏向していて中立的ではない。もちろん「有効かどうか」という方向で吟味したり叙述したりしても中立的ではないという点では同じことであるが、「無効」という方向、沖縄県にとって不利益になり国にとって利益になる方向で傾きを帯びていることは、この社説の叙述姿勢が、沖縄県や知事を抑え込みたいと考えている国と同じ方向を志向していることを示している。

(5) で示した県の主張に反論する(6) では、那覇空港拡張工事など他の事業が例に出され、県の主張が公平性に欠けると批判する。しかし、辺野古と那覇空港沖とでは環境も生態系も大きく異なるのは自明の理であり、貴重な生態系の破壊が懸念される辺野古でだけ許可を求めることはなにも不公平ではなく充分ありうることである。客観的に考えれば、個々の環境を無視して一律な行動を求める方が「無理筋」であろう。無理を通そうとするのは往々にして力を持つ側であるが、ここでもそのような構図となっている。

⁷ より狭義にはおそらく日米同盟を指すものと思われる。

社説執筆者による直接引用を見ると、(7)では県が「サンゴが破壊された」と主張している。そこで言及されているサンゴ礁には何も修飾表現による限定がついていない。一方、それに対する防衛省の抗弁は「県規則の規制対象となる『サンゴ礁』にまでに成長したサンゴは損傷していない」である。そこには修飾表現による限定がついており、その限定から外れるサンゴが損傷した可能性を排除できない叙述となっている。もちろん、損傷したと明示的には述べていないが、そこには巧妙な焦点のすり替えがあると言える。沖縄県がサンゴ全般について問いただしているのに対し、防衛省は一部のサンゴについてのみ返答し、他のサンゴについては言及を避けるという態度をとっているからである。また県の言う「破壊」という語を防衛省は「損傷」と言い換えている。どちらがダメージの大きい状態を表すかを考えると、防衛省の言い換えは事態を低く見積もり矮小化していると言えよう。常識的に考えて、責任回避の意図があると思われる⁸。不誠実な態度であると思われても致し方ないであろう。

(8)では防衛省の主張が提示される。しかしそこにも非対称性が見られる。(7)では県の主張に対する賛否が示されなかったのに対し、(8)では社説執筆者が「その主張は理解できる」という賛同を示す。沖縄県側には賛否を表明せず防衛省側には賛同を示すということは、明らかに執筆者が、公平性を欠き、一方的に防衛省側に立っていることを意味する。それが論理的な判断の結果であれば問題はないが、その賛同が何を根拠としているのかは一切述べられていない。ただ「理解できる」と言っているだけである。それは全く主観的な判断である。卑近な表現で言えば、好き嫌いだけで肩を持っているようなものである。さらにその理解は「する」ではなく「できる」という可能表現（または一種の自発表現）で述べられる。それは「自然とそうなる」や「そういう判断を下すにふさわしい条件を有している」という描き方であり、防衛省の主張が全く正当性や妥当性を帯びているかのように思わせることに効果を上げている。

⁸ 後日、防衛省が独自に行った調査結果が発表された。読売新聞によると「94か所でサンゴの損傷を確認したが、[中略]小さいものばかりで、最大でも幅45センチ、全体の94%は幅20センチ以下」で「影響はない」とのことである。ここでも「損傷」という語が選択されている。また、サンゴの小ささを証明するため具体的な数値が示されているが、比較対照する基準に言及していないため本当に小さいかどうか判断できず、一種のまやかしとなっている。

YOMIURI ONLINE <<http://www.yomiuri.co.jp/politics/20150409-OYT1T50094.html>> (2015年4月10日閲覧)、朝日新聞 DIGITAL <<http://digital.asahi.com/articles/ASH495JYXH49TPOB004.html>> (2015年4月10日閲覧)

5.3.2. 後半部 (9)～(14) の分析

同じような着目点で後半部を見ていきたい。(9)では、知事が個人名で指名されるが、対する政府側は農相という職名のみであり個の明示性が弱くなっている。言及されている話題は、知事が考えていた許可取り消しが、農相の執行停止決定により「先送りを余儀なくされた」であり、知事の失点・国の得点と言えるものである。それを指名における個の明示性と併せると、否定的な叙述をする側を明示し、首尾よくことが運んだ側を曖昧にしていることになり、それによって知事の否定的位置づけを強めつつ、強めている主体とその意図を巧妙に背景化することに成功している。「先送り」や「余儀なくされた」という否定的な意味の表現は沖縄県が追い詰められている状況を描き出すのに寄与している。

(10)では、最初の文で県のとりうる選択肢に一定の肯定的評価が示される。しかし、それは見せかけで、本当の意図はその選択肢を蔑むことであると思われる。まず「別の理由を探して」という表現を見てみる。ここではブロックによるサンゴ破壊のような具体的な理由は叙述されずに「別の」という不定表現が選択されている。それによって、本来であれば理由にならないことを根拠にするかのようなニュアンスを持たせることに成功している。「何でもいいから別の理由を無理やり探してきた」という語感である。その実践を補強するのが「探して」である。れっきとした理由が存在するのであれば探す必要はない。県の行動をわざわざ「探して」と叙述することで、自らの行動を正当化するために理由になりそうなものをどこかから無理矢理持ってくるという行動をイメージさせることに成功している。「あくまで」という副詞も必要以上に固執している態度をイメージさせるであろう。そこから県や知事に否定的な印象を付与することが期待できる。

さらにその表面的評価は後続の「だが」で明示的に否定される。その文にも「いたずらに」・「対立」・「激化させる」などといった否定的な意味を想起させる語が多用され、県や知事のイメージ低下を引き起こしている。実はこの(10)では県や知事が動作主体として明示的には言及されていない。しかし、「政府との対立を激化させる」という表現において、県に相対する政府が格助詞「と」を伴って共格的な修飾要素として使用され、かつ、「激化させる」という使役表現が使用されていることで、動作主体が県や知事であることが容易に理解される。対立するという動詞は「～と～とが対立する」という構文でも「～が～と対立をする」という構文でも使用可能である。「政府と対立を」

という表現は、政府が「と格」という斜格でマークされているため、県や知事が主格となり主体的に対立していることになる。それに加えて使役形の持つ「意図性」が、県や知事が望ましくない状態に自らの意思で進んでいるのだという解釈を読者に導き出させることを可能にする。その直後で社説は「果たしてそれが多くの県民の利益になるのか」と主張する。「～のか」という反語は「いや、～ではない」という主張を含意する。そして共に使われている「果たして」はその否定する命題への疑念を先触し反語表現の効果を強化している。「果たして～のか」は、形の上では暗示的であっても、実質的には県や知事に対する明示的な否定である。

「県民」と書かずに「多くの県民」と修飾表現を伴っている点にも着目したい。わざわざ「多くの」と言うことは、そこで使用されている反語表現から「多くの県民にとって不利益である」と言っていることになる。政治というものは広く公衆の利益を追求するものであって、一部の集団に利益を与えるものではないという社会通念と照らし合わせると、そこで非明示的に指名され叙述されている県や知事の政治姿勢を、社説は大きく批判していると言える。この時点でその「利益」が何を指すのかははっきりしていないが、それは次で示される。

(11) でまず着目したいのは、ここまでは辺野古の問題を述べていたのが、ここからは普天間基地飛行場の話に巧妙にすり替えられることである。そのすり替えは「普天間飛行場の辺野古移設」という「の」を用いた語の包摂関係の選択によって実践されている。単なる辺野古移設ではなく「普天間飛行場の」辺野古移設と表現することで、ここまで論じられてきた辺野古移設の話は以後「普天間飛行場との関連においてのもの」に限定されることになる。そのため辺野古の話は本質的に普天間飛行場の話となる。(11)の最初の文は複文で「ながら節」を伴っている。この「ながら」は先の語の包摂と同じような形で主節に限定を課している。主節で描かれている「周辺住民の負担を大幅に軽減する」という行為やそのための方策は、あくまで「米軍の抑止力を維持」できることが条件であって、負担が軽減できるのなら何でもよいということではない。そこには巧妙に限定が仕掛けられており、代替案なき負担軽減は最初から意図されていないことがわかる。そして米軍の抑止力を維持することは、まず何よりも日米政府の意図であり、その根底にある論理は政府や国家の論理であって、恒常的にその負担を引き受けさせられている沖縄県民の論理ではないことも明らかである⁹。そこから社説が国家の主張をな

⁹ 辺野古の米軍基地キャンプシュワブのフェンスに「日米は合意しても沖縄は合意していない」という

ぞっていることが確かめられよう。辺野古移設が「最も現実的な選択肢だ」と断定的に述べられるが、他の選択肢を挙げて検討しているわけではない。上で述べた条件を外せば選択肢は他にもあろう。しかし、ここではその条件を大前提として話が展開する。それは強者の論理を強制的に押しつけているに等しい¹⁰。(11)の最後の文では、普天間周辺での負担や危険の増加という移設の遅れによるデメリットが挙げられるが、それは普天間に視点を置いた論理であり、辺野古に視点を置けば辺野古周辺で新たな負担や危険が増えることになる。ここからも話がいつのまにか辺野古から普天間にすり替えられていることが確かめられる。

(12)では他基地の例を挙げて移設後に予定されている返還がいかに潜在的な可能性を持つものであるかが述べられる。3月31日に返還された西普天間住宅地区は51ヘクタールあり大規模な返還であったと説明されている。具体的な面積が示されているのでそのまま納得してしまうが注意が必要である。東京新聞の報道によると、日本の面積の0.6%にすぎない沖縄県に日本における米軍基地の約74%が集中しており、この51ヘクタールの西普天間住宅地区の、日本における米軍基地の面積に占める割合は0.17%に過ぎないという。また仮に2013年の日米合意に基づいて約束されている基地が全て返還されても沖縄県には日本全体の73%の基地が依然として集中し、面積での負担率は1ポイント低下するだけだという¹¹。社説執筆者はこのような相対的な位置づけには一切言及せず、絶対的な面積を数値で示すことで表面的には説得力を高めているが、それが逆に真実を見えにくくさせている。返還跡地には国際医療拠点が整備される計画であると書かれているが、その文の主格は「政府」であって「沖縄県」ではない。先述のように、(12)で述べられているのは辺野古に基地を作った場合に沖縄県が得るメリットであった。しかし実際に述べられているのは「政府が何をするか」である。政府のすることが県にとってメリットがないとは言わないが、少なくともこの部分においては、

黄色に赤字の横断幕が掲げられているのを筆者は見たことがある。本稿が指摘することと沖縄の人々の感覚とがずれていないことの1つの証左となろう。

¹⁰ 沖縄の地元新聞「沖縄タイムス」の緊急世論調査によると、翁長知事の姿勢を評価する人の割合が83%、政府の姿勢に反対する人の割合が80.3%、辺野古の基地新設に反対する人の割合が76.1%となっている。政府が最も現実的と言っている選択肢を大多数が否定しており、沖縄県民は「米軍の抑止力維持」を第一の条件とは考えていないようである。むしろ逆で、県民の利益は辺野古への基地建設を止めることであると読める。ここからも本社説の主張や論理が沖縄県側に立ったものではなく、国家の側に立ったものであることが裏付けられる。沖縄タイムスプラス <<http://www.okinawatimes.co.jp/article.php?id=110601>> (2015年4月7日閲覧)

¹¹ 東京新聞 TOKYO Web <<http://www.tokyo-np.co.jp/article/politics/news/CK2015040502000130.html>> (2015年4月6日閲覧)

あくまで国の視点から返還後の見取り図が描かれていることは事実である。それを次の(13)にあるように「沖縄振興」と呼ぶのは一種のまやかしではないだろうか。

この(11)と(12)を受ける(13)では、「こうした基地返還と沖縄振興を進めるためにも」辺野古への移設が重要だと述べられている。「進めるため」とあるが、(11)・(12)で見たように、負担軽減も実質的には負担の移動や分散であったし、沖縄振興と言いながらも国家振興という側面があったことを考えると、それらを進めることが沖縄県にとって望ましいかどうかについては疑問が残る。しかし(13)では、「それらを進めること」という部分が「ために節」の内部に取り込まれており、構文上の意味では、進めることが既定の目標となっている。ここにも強者の論理の強制が見てとれる。

最後の(14)は2つの文からなっているが、両方の文の主格が菅官房長官であり政府である。そこで述べられている内容は政府の視点でもって語られているということである。そのため最後の文は、政府がなすべきことを述べており、政府に対する社説執筆者からの提言という形になっている。だが、果たしてそう理解してよいだろうか。社説が政府に求めるのは「県との建設的な対話」であり「移設実現への関係者への理解と協力とを広げる努力」である。しかし、ここまでも見てきたように、また文中でも明確に述べられているように、政府は辺野古への移設を前提にしており、それを変えるつもりはない。だとすれば、その前提での「理解と協力」とは何であろうか。それは県がその主張を曲げて国に対して従うことである。社説が言う「県との建設的な対話」とは、国にとって建設的であるということであり、それは県を諦めさせ従わせることに他ならない。国への理解、国への協力、国にとって建設的、ということである。ここからも本社説の談話的实践は国の姿勢や談話的实践と軌を一にしていることが見て取れる。

5.4. ガイドラインの詳細4について

まず、社説の中に登場した人物や集団がどのように叙述されていたかを見てみる。沖縄県知事である翁長氏は、その政策次第では多くの県民に長期間の不利益を与えかねない人物として描かれているが、一方で、国に対して建設的な対話を行いうる人物としても位置づけられていた。それに対し、政府側の人物として登場した林農相や菅官房長官は、知事の政策を吟味する立場であったり知事と会談したりする人物として描かれ、沖縄県に働きかけ理解と協力を広げることを目指す人物として位置づけられていた。防衛省は翁長知事と相対する立場で描かれ、その言動が社説執筆者から賛同を受けていた。

沖縄県民は動作主体としては描かれておらず、県や国の政策の結果次第で利益を受けたり不利益を被ったりする対象として「脱主体性」的な位置づけを与えられていた。以上から、辺野古の問題が、憲法が定める主権者である国民の問題ではなく、「国民と切り離され、抽象化された政治」の問題として捉えられており、そこに政治優位といったイデオロギー性¹²を見ることができる。

また、政治のカテゴリーに入る集団には序列性が観察された。政策を考える際の前提として米軍の抑止力維持が何よりも優先されていたことからわかるように、まずアメリカが最も上位にある。次に、沖縄県の論理よりも国家の論理が繰り返し主張されていたことからわかるように、国家が二番目に立ち、最後に沖縄県が来る。この序列性も一種のイデオロギー性を反映していると言えよう。

最後に主権者である国民に関してである。沖縄県は日本の一部であり、沖縄県の問題は日本の問題である。しかし、社説の中には沖縄県民以外の国民は登場しない。これは辺野古の問題が日本全体の問題ではなく沖縄県だけの問題として捉えられていることを意味する。そこには区別し分断するというイデオロギー性を帯びた姿勢と実践が見える。それはいわゆる沖縄戦とその後の米軍占領時代を経て、現在まで綿々と再生産されてきた「国の負担を沖縄県に引き受けさせる」という歴史的長期にわたる支配統治のイデオロギーの現れかもしれない。この分断という実践は、歴史的に見てもさまざまな環境問題・社会問題、最近で言えば原発問題などでも実践されているものであり、権力の支配の方法としてよく知られているにもかかわらず、未だ有効に作用するものであることがわかる。

イエーガーの枠組みに従うと、この後の詳細4の段階では、テキストにどのような未来像が見えるかを考察するが、紙幅の都合上、その考察を次のセクションにおいて詳細6と併せて行い、それでもって本稿のまとめとする。

6. ま と め

本社説を通して立ち上がってくる未来像は、米軍基地を沖縄県の中で動かして、それによって生じる見せかけの負担軽減とまやかしの振興策を提示し、それでもって恒常的

¹² 本稿で言うイデオロギーとは、人々に一定の影響を与える一定の集団や個人が持つ価値観や理念、思考構造、行動様式などを指す。野呂香代子・山下仁（編著）（2009）のp.18も参照願いたい。

に基地を沖縄県に留めるというもので、これまでの政策と何ら変わらないものであった。いかに建設的な対話をしようと、いかに理解と協力を広げようと、そのためにいかに努力や取り組みを重ねようと、その前提が国家の論理に基づくものである以上、強者による弱者の支配と統治という構図は変わらない。そこからより良い未来は見出しにくい。

しかし、CDAは分析の結果見出された今を未来につなげることができる。我々はCDAの姿勢でテキストを読み、字義的意味を把握しただけでは見えてこない強者の姿勢や意図や実践やイデオロギーを明らかにすることができた。その成果は次の行動に反映されていく。読み手は自分に何ができるかを考え、他者と議論したり意見を当該新聞に投書したりして、より能動的に未来を希求することができるようになる。批判的な読みは社会に向き合う出発点となる。さらに言えば、批判的な読みの実践は、「イマ、ココデ、ワタシガ」、社会そのものに参画することに他ならない。このようにCDAは社会的なりテラシーの育成に貢献でき、社会参加への足がかりとなり、実際の社会参加を可能とする。アカデミックな日本語教育はもちろんのこと、生活者の日本語教育にも不可欠であろうし、学校教育においても有益なアプローチとなろう。

付記：本稿は、科学研究費補助金事業（学術研究助成基金助成金）挑戦的萌芽研究 課題番号：25580084 代表者：名嶋義直、による研究成果の一部である。

参 考 文 献

- ジークフリート・イエーガー (2010) 「談話と知—批判的談話分析および装置分析の理論的、方法論的側面」ルート・ヴォダック、ミヒャエル・マイヤー (編著)、野呂香代子 (監訳) (2010) 『批判的談話分析入門—クリティカル・ディスコース・アナリシスの方法』第3章、三元社、pp. 51-91.
- テウン・A・ヴァン・デイク (2010) 「学際的なCDA—多様性を求めて」ルート・ヴォダック、ミヒャエル・マイヤー (編著)、野呂香代子 (監訳) (2010) 『批判的談話分析入門—クリティカル・ディスコース・アナリシスの方法』第5章、三元社、pp. 133-165.
- 名嶋義直・神田靖子 (編) (2015) 『3.11 原発事故後の公共メディアの言説を考える』ひつじ書房。
- 名嶋義直・野呂香代子・三輪聖 (2015) 「パネルセッション2 これからの日本語教育は何を目指すか—民主的シティズンシップ教育の実践—」『2015年度日本語教育学会秋季大会 (沖縄国際大学) 予稿集』, pp. 37-48. 発表日 2015.10.10.
- 野呂香代子・山下仁 (編著) (2009) 『「正しさ」への問い 批判的社會言語学の試み』三元社。
- 野呂香代子 (2014) 「批判的談話分析」渡辺学・山下仁 (編) 『講座ドイツ言語学 第3巻』第7章、ひつじ書房、pp. 133-160.
- 野呂香代子 (2015) 「『環境・エネルギー・原子力・放射線教育』から見えてくるもの」名嶋義直・神田靖子 (編) 『3.11 原発事故後の公共メディアの言説を考える』第2章、ひつじ書房、pp. 53-100.

A Critical Discourse Analysis on Editorial about
the Henoko U.S. Forces Base Issue
—— For Japanese Language Teaching ——

Yoshinao NAJIMA

Aiming at development from a discourse study on Japanese language education, I conducted critical discourse analysis (CDA) on editorial from a newspaper that is used frequently as material in reading classes. This revealed the intention of the government and the newspaper publisher, and the hitherto unknown verbal practice and ideology became clear which is difficult to grasp them merely by interpreting the literal meaning. The result leads to the next action. The reader thinks about what he or she can do, discusses with others, or contributes an article to the newspaper as an opinion piece, thereby displaying an enthusiasm for the future more actively. Critical reading becomes the starting point as opposed to society. Further, the practice of critical reading involves participating in society itself. CDA develops social literacy and can facilitate social participation. It will be indispensable for Japanese education not only for academic purposes but also for being a member of society. CDA is also regarded as a useful approach in school education. Therefore, CDA can contribute to linguistic education for the purpose of increasing social literacy.